

#### (4) 価値共創型の新たな産業を創出する基盤となるイノベーション・エコシステムの形成

##### 【あるべき姿とその実現に向けた方向性】

社会のニーズを原動力として課題の解決に挑むスタートアップを次々と生み出し、企業、大学、公的研究機関等が多様性を確保しつつ相互に連携して価値を共創する新たな産業基盤が構築された社会を目指す。

このため、都市や地域、社会のニーズを踏まえた大学・国立研究開発法人等の研究開発成果が、スタートアップや事業会社等とのオープンイノベーションを通して事業化され、新たな付加価値を継続的に創出するサイクル（好循環）を形成する。このサイクルが、社会ニーズを駆動力として活発に機能することにより、世界で通用する製品・サービスを創出する。さらに、事業の成功を通じて得られた資金や、経験を通じて得られた知見が、人材の育成や事業会社・大学・国立研究開発法人等の共同研究を加速させる。こうして、大学や国立研究開発法人、事業会社、地方公共団体等が密接につながり、イノベーションを創出するスタートアップが次々と生まれ、大きく育つエコシステムが形成される。

このような流れが切れ目なくつながるシステムが都市や地域を核に形成されることによって、社会課題の解決・社会変革を導くイノベーションが連続的、相互連鎖的に創出される。加えて、スタートアップの世界展開、世界からの投資の呼び込みの拡大につながる。

こうしたエコシステムの実現に向け、ニーズプル型のイノベーションの創出を強力に進めるとともに、スタートアップ及び事業会社のイノベーション活動が促進されるよう、制度面、政策面での環境整備を進める。さらに、大学・国立研究開発法人等の「知」が社会ニーズに生かされるよう、産学官連携による新たな価値共創の推進やスタートアップ・エコシステム拠点都市の形成を進めるとともに、エコシステムを支える人材育成に取り組む。

##### 【目標】

- ・ 大学や研究開発法人、事業会社、地方公共団体等が密接につながり、社会課題の解決や社会変革へ挑戦するスタートアップが次々と生まれるエコシステムが形成され、新たな価値が連続的に創出される。

##### 【科学技術・イノベーション政策において目指す主要な数値目標】（主要指標）

- ・ S B I R制度<sup>68</sup>に基づくスタートアップ等への支出目標：570億円（2025年度）<sup>69</sup>
- ・ 官公需法に基づく創業10年未満の新規事業者向け契約目標：3%（2025年度）<sup>70</sup>
- ・ 実践的なアントレプレナーシップ教育プログラムの受講者数：1,200名（2025年度）<sup>71</sup>
- ・ 大学等及び国立研究開発法人における民間企業からの共同研究の受入額：2025年度までに、対2018年度比で約7割増加（2025年度）<sup>72</sup>
- ・ 分野間でデータを連携・接続する事例を有するスタートアップ・エコシステム拠点都市数の割合：100%（2025年）

<sup>68</sup> 中小企業等に対する研究開発補助金等の支出機会の増大を図り、その成果の事業化を支援する省庁横断的な制度（S B I R：Small/Startup Business Innovation Research）。

<sup>69</sup> 2024年度目標、約1,406.7億円

<sup>70</sup> 2022年度実績、1.11%

<sup>71</sup> 2021年度実績、約3,100名

<sup>72</sup> 2021年見込み、約1,069億円。共同研究の受入額の第6期基本計画期間の前半における状況（新型コロナウイルス感染症の影響からの回復の状況など）を踏まえつつ、必要に応じ数値目標の見直しも検討する。

- 企業価値又は時価総額が10億ドル以上となる、未上場ベンチャー企業（ユニコーン）又は上場ベンチャー企業<sup>73</sup>創出数：50社（2025年度）<sup>74</sup>

### 【現状データ】（参考指標）

- 大学等スタートアップ創業数：大学等発 325社(2022年度設立)、研究開発型法人発 13社(2018年度設立)<sup>75</sup>
- VC等による投資額・投資件数：年間VC等投資額 3,274億円／2,075件（2022年度）<sup>76</sup>
- 国境を越えた商標出願と特許出願：主要国のうち、人口100万人当たりで商標出願数よりも特許出願数が相対的に多い国は日本のみ<sup>77</sup>
- 研究者の部門間の流動性：企業から大学等へ転入した研究者数 1,221人、大学等から企業へ転入した研究者数 143人（2022年度）<sup>78</sup>

## ① 社会ニーズに基づくスタートアップ創出・成長の支援

基本計画における具体的な取組	実施状況・現状分析	今後の取組方針
<p>○政府による、ニーズプル型のイノベーションの創出を進めるため、2021年4月に施行される新たな日本版SBI R制度を、関係府省が連携して推進する。本制度に基づく研究開発制度を2021年度から導入し、政府の支出目標を設定するとともに、本制度を活用して開発された製品等を調達し、初期需要を創出することにより、スタートアップの創出、成長を強力に支援する。【<u>科技</u>、関係府省】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2023年度の支出目標（約1,066.2億円）設定に係る「令和5年度特定新技術補助金等の支出の目標等に関する方針」を2023年6月に閣議決定(2022年度の支出目標は約546億円)。</li> <li>「指定補助金等の交付等に関する指針」に新たに先端技術分野の実証フェーズ事業の交付方法、社会実装の推進等を追加し、2023年6月に閣議決定。</li> <li>「指定補助金等の交付等に関する指針」に基づき、NEDOから交付する指定補助金等（ディープテック・スタートアップ支援事業に係る補助金及び研究開発型スタートアップの起業・経営人材確保等支援事業に係る補助金）の事業を実施。</li> <li>SBI R制度の支援対象に先端技術分野の実証フェーズを追加し、スタートアップ等による社会実装を推進。</li> <li>政府だけでは、最適な解決策を見つけないのが困難な行政課題の解決に向け、スタートアップが有する高度かつ独自の新技術について、政府の調達ニーズに合わせて随意契約を可能とする柔軟な調達の仕組みを措置。</li> <li>技術力あるJ-Startup選定企業等には、上位等級入札への参加が認められる措置が存在していたところ、当該措置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>支出目標の達成に向けて関係府省と連携。旧制度における課題を踏まえ適切なKPIを設定し、内閣府を中心に関連事業の実施状況の的確な把握や評価を実施。【<u>科技</u>、関係府省】</li> <li>政策ニーズや政府調達ニーズに基づき、国が研究開発課題を設定した上で、指定補助金等の交付等を通じて一貫した支援を実施。【<u>科技</u>、関係府省】</li> <li>引き続き、「指定補助金等の交付等に関する指針」等に基づき、指定補助金等の事業を実施し、スタートアップ企業等による研究開発やその成果の事業化を促進する。【<u>科技</u>、関係府省】</li> <li>近年予算措置された研究開発基金等についても事業の趣旨に応じて可能な範囲でスタートアップの参画促進を検討。【<u>科技</u>、関係府省】</li> <li>引き続き、高度かつ独自の新技術を有するスタートアップ等との随意契約を通じ、行政課題の解決に取り組む。【<u>科技</u>、<u>経</u>】</li> <li>引き続き、スタートアップからの公共調達を促進。【<u>科技</u>、<u>経</u>】</li> </ul>

<sup>73</sup> 2018年度当初時点で、創業していない又は創業10年未満の企業を対象。

<sup>74</sup> 2018年度から2025年度までの目標として、令和2年度革新的事業活動に関する実行計画（2020年7月17日）において設定。2023年度末時点、48社。

<sup>75</sup> 文部科学省、内閣府による調査

<sup>76</sup> 一般財団法人ベンチャーエンタープライズセンター（VEC）「ベンチャー白書2023」

<sup>77</sup> 文部科学省科学技術・学術政策研究所「科学技術指標2023」（2023年8月）

<sup>78</sup> 総務省「2023年科学技術研究調査結果」（2023年12月）

	<p>の対象範囲を J-Startup 地域版選定企業や官民ファンドの出資先 V C の出資先企業等へ大幅拡大。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スタートアップ育成のための公共調達活用促進策として、1,000 万円以下などの特定の役務・物資に関する一般競争入札に限り、スタートアップを対象とした一般競争入札を推奨。</li> <li>・スタートアップ・エコシステム拠点都市の大学等において、アントレプレナーシップ教育の受講環境等を整備。</li> <li>・高校生等が対象のアントレプレナーシップ教育プログラムの開発・試行を実施。</li> <li>・「全国アントレプレナーシップ醸成促進事業」について、大学生等約 200 名へのプログラム提供、受講後の効果検証など、受講機会創出を推進。</li> <li>・スタートアップビザ制度に関して、国から認定を受けた V C 等の民間事業者も確認手続を行えるようにする緩和について、経済産業省告示改正により、2023 年 10 月に施行済。</li> <li>・2023 年 4 月に 50 社を J-Startup 選定企業に追加、同年 10 月には新設の「J-Startup Impact」プログラムにて 30 社（J-Startup として 5 社を新規選定、25 社は J-Startup と重複）を選定。</li> <li>・スタートアップの障壁となる規制法令の特定、法的論点整理を支援。50 件の相談に対応（2023 年 12 月末時点）。「サポートコミュニティ」を組成。</li> <li>・日本オープンイノベーション大賞において、ロールモデルとなりうる取組を 2024 年 2 月に表彰。第 6 回日本医療研究開発大賞において、スタートアップ賞を新設し、2023 年 8 月に表彰。</li> <li>・海外トップアクセラレータによるアクセラレーションプログラムを実施。グローバル市場参入や海外からの投資呼び込みに係る事業戦略策定、国際的な専門家とのマッチング等を支援。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、スタートアップの新技术による社会・行政課題の効率的な解決と公共調達を活用したスタートアップの育成を目指した「マッチングピッチ」を開催予定。また、「マッチングピッチ」に関連して、例えば防災関連技術の日常での活用方法等、特定のテーマについて、優れた新技术を有するスタートアップ企業と行政職員らが意見交換を行う場を設定することも検討。【科技、経】</li> <li>・アントレプレナーシップ教育の受講環境等の整備、拠点都市以外の地域を含めた大学等における受講機会創出を推進。【科技、文、経】</li> <li>・産業界、自治体と連携し、2027 年度までに年間 1 万人の小中高生がアントレプレナーシップ教育を受講できる環境整備を推進。【科技、文、経】</li> <li>・「全国アントレプレナーシップ醸成促進事業」を引き続き実施し、希望する全ての大学等に対して受講機会創出の環境整備を推進。【科技、文、経】</li> <li>・スタートアップビザ制度に関して、2024 年内に、最長在留期間の延長について国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業と一本化し、最長在留期間を 2 年とする【法、経】</li> <li>・2024 年度も「J-Startup」の追加選定を行う予定。また、様々な業種の民間企業から「J-Startup Supporters」を定期的に募るなど、支援体制の拡充を図る予定。【経】</li> <li>・規制改革を通じた新市場創出に向けて、スタートアップの法務支援、関係団体から組織されるサポートコミュニティの運営を強化。【経】</li> <li>・内閣府（科技）において、イノベ司令塔／局長等会議の機会も活用しながら、必要に応じディープテック分野のスタートアップ向けのグラウンド・チャレンジ及び公的部門が保有するデータを活用したコンテスト等を推奨していく。【科技、健康医療、宇宙、総、文、厚、農、経、国、環】</li> <li>・引き続き、海外トップアクセラレータによるアクセラレーションプログラムを実施。海外拠点都市との連携等を通じて、スタートアップ・エコシステム拠点都市の機能を強化するとともに、各拠点都市コンソーシアムの構成員・エリアの拡大とグローバル化、大企業との共創促進等を盛り込んだ次期拠点都市の在り方を検討する。【科技、経】</li> </ul>
--	--	---

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・G S C構想の推進に向けて、有識者会議の開催、海外大学との連携に向けたフィージビリティスタディ、先行的な国際共同研究に向けた準備等を実施。</li> <li>・C S T I が設定した社会的解決や新事業創出に向けた重点課題達成のための各省庁施策をB R I D G Eにて実施。</li> <li>・建設技術研究開発助成制度においてスタートアップを主な対象とした公募区分を新設し、2023年度はF S調査を、2024年度も引き続きF S調査及びR &amp; Dを切れ目なく支援。交通運輸技術開発推進制度においてもスタートアップの優先採択を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・G S C構想の実現に向けて、構想の具体化を内閣官房・内閣府が中心となって関係省庁が連携して推進。【科技、文、経】</li> <li>・引き続き、政策転換やスタートアップ事業創出等に寄与する各省庁施策をB R I D G Eにて実施。【科技】</li> <li>・建設・交通運輸分野におけるスタートアップの創出・成長を支援するため、建設技術研究開発助成制度及び交通運輸技術開発推進制度により、重点的かつ継続的に支援。【国】</li> </ul>
<p>○社会課題の解決や市場のゲームチェンジをもたらすスタートアップの創出及び効果的な支援を実現するため、大学・国立研究開発法人等発ベンチャー創出を促進する環境整備、ベンチャーキャピタルのファンド組成の支援や、研究資金配分機関等による大規模な資金支援（Gap Fund 供給）を実施する。【文、経】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ディープテック・スタートアップ支援事業について、2023年度は計62件を採択（2024年1月時点）。</li> <li>・「GX分野のディープテック・スタートアップ支援事業」（N E D O交付金、2024年度当初予算410億円）を措置。</li> <li>・「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法」（N E D O法）にディープテック・スタートアップの事業開発活動への補助を業務追加する法律案を2024年度通常国会に提出。</li> <li>・ドローン等の実証飛行が行える福島ロボットテストフィールドの2拠点（南相馬市～浪江町）間の「広域飛行区域」を設定し、これまでに無かった長距離飛行実証を実施。</li> <li>・スタートアップ・エコシステム拠点都市の大学等において、アントレプレナーシップ教育の受講環境等を整備。</li> <li>・J S Tに創設した大学発新産業創出基金を活用し、ディープテック・スタートアップ国際展開プログラムやスタートアップ・エコシステム共創プログラム等を実施。</li> <li>・高校生等が対象のアントレプレナーシップ教育プログラムの開発・試行を実施。</li> <li>・海外のトップVCを招聘したイベント開催し、ネットワーク強化を推進。</li> <li>・株式会社産業革新投資機構（J I C）が2つの海外ファンドにLP出資。</li> <li>・「日A S E A Nビジネスウィーク2023」において、J I Cの投資実績を紹介。</li> <li>・国内外のVCへの有限責任投資を行うため、国から中小企業基盤整備機構へ200億円を出資（2022年度補正予</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、事業化に時間や大規模な資金を要するディープテック・スタートアップの支援を支援段階や内容、方法の充実を図りつつ実施。【経】</li> <li>・「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法」（N E D O法）改正により追加する業務規定に基づく事業も含め、「GX分野のディープテック・スタートアップ支援事業」の更なる推進を通じて、GX分野のディープテック・スタートアップの事業成長を加速。【経】</li> <li>・福島浜通りをスタートアップ創出の先進地とすべく、広域飛行区域拡大や更なる実証フィールド整備に向けて、飛行試験や調査等を実施し、より実証のしやすい環境の整備を推進。【経】</li> <li>・アントレプレナーシップ教育の受講環境等の整備、拠点都市以外の地域を含めた大学等における受講機会創出を推進。（再掲）【科技、文、経】</li> <li>・大学等発スタートアップ創出力強化を引き続き推進するとともに、スタートアップ・エコシステム拠点都市・大学等間における有機的な連携も継続的に実施。【科技、文、経】</li> <li>・産業界、自治体と連携し、2027年度までに年間1万人の小中高生がアントレプレナーシップ教育を受講できる環境整備を推進。（再掲）【科技、文、経】</li> <li>・引き続き、海外と日本のスタートアップ関係者の繋がり強化のための施策を検討。【科技、経】</li> <li>・中小企業基盤整備機構やJ I C等の官民ファンドにおいて、引き続き、海外VC等からの投資の呼び込みを進めることで、海外VCと我が国のスタートアップとの連携・ネットワークの強化を図る。【経】</li> </ul>

	<p>算)。2024年3月に複数社と契約締結・出資決定。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「事業会社の有する革新的な技術等のカーブアウト加速等支援事業」を措置(2023年度補正予算:10億円)。スタートアップ創出型カーブアウトの手引きや事例集を公表。</li> <li>・「大学知財ガバナンスガイドライン」の周知活動、大学等との意見交換を通じてガイドラインの浸透状況を把握。</li> <li>・JSTに創設した大学発新産業創出基金の各プログラムの公募要領において、国際特許への出願を促す観点から特許関連経費の直接経費からの支出も可能とする旨明記。</li> <li>・スタートアップにより研究成果の事業化を図る予定の大学等に対し、外国での権利取得費用の補助を実施。</li> <li>・10社のVCに知財専門家を派遣し、74社以上のスタートアップの知財戦略策定等を支援。スタートアップ向けの知財ポータルサイトに、大学関係者向け情報を掲載。</li> <li>・特許審査の段階でのプッシュ型支援開始に向けて、効果的な支援内容等について、関係機関も交えた検討を実施。</li> <li>・「未踏事業」の拡大、他の法人(NEDO、産総研)への横展開、高等専門学校生・高校生・大学生を中心とした若手人材育成の取組への拡大を実施。</li> <li>・非上場株式の取引活性化に向けて、投資型クラウドファンディングにおける発行総額上限の引上げ及び投資家の投資上限の柔軟化等を検討。</li> <li>・投資事業有限責任組合(LPS)の取得及び保有が可能な資産への暗号資産の追加等の所要の措置を行うべく、2024年通常国会へ法案を提出。</li> <li>・オープンイノベーション促進税制、エンジェル税制、ストックオプション税制等について、2024年度税制改正において措置の延長や拡充が実現。各税制の改正内容について周知・広報を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・革新的な技術等のカーブアウトの更なる推進や、手引きや事例集の周知・活用等により、イノベーション創出を促進。【経】</li> <li>・「大学知財ガバナンスガイドライン」に関する意見交換を実施し、聴取した意見も参考に、当該ガイドラインを踏まえた知財マネジメントの実施状況、課題と対策等を分析、整理する。また、その実践に向けた好事例等の収集を進め、その結果を公表する。【知財、文】</li> <li>・大学発新産業創出基金の各プログラムにおいて特許関連経費の直接経費からの支出も引き続き可能とし、国際特許出願支援及び活用推進についても継続的に推進。【文】</li> <li>・2024年度より中小企業等を対象とした海外出願及び中間応答等に要する費用にかかる既存の補助事業と統合、見直しを行い、利便性等の向上を図る。【経】</li> <li>・VCへの支援を充実させ、支援を通じた知見の収集と公開を通して、スタートアップ知財エコシステムの構築を推進する。また、インキュベーション施設等のスタートアップ支援者との連携強化を行う。【経】</li> <li>・2024年度から特許審査の段階でのプッシュ型支援を開始し、面接活用早期審査を通じてスタートアップの事業戦略に合わせた権利取得を支援。【経】</li> <li>・資金調達等のために早期の意匠権取得が必要なスタートアップのニーズに対応すべく、スタートアップ等からの意匠出願を対象とする早期審査の実現に向けて検討【経】</li> <li>・引き続き、メンターによる若手人材育成の取組を拡大していくため、「未踏事業」実施、他法人への横展開、若手人材育成の取組を実施。【経】</li> <li>・引き続き、非上場株式の取引活性化に向けた環境整備を推進。【金融、経】</li> <li>・LPSによる、国内事業者の海外進出への資金供給を容易にし、暗号資産によるWeb3.0スタートアップへの資金供給を可能とする下位法令を整備。【経】</li> <li>・引き続き、オープンイノベーション促進税制、エンジェル税制、ストックオプション税制等について、周知・広報を推進。【経】</li> </ul>
--	--	--

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2022年度「海外における起業家等育成プログラムの実施」事業において、400名弱の派遣を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2024年度も、起業家の育成やスタートアップの海外展開支援のための海外派遣プログラムを実施予定。【経】</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○スタートアップが大企業と共同研究等を通じて連携する際に、オープンイノベーションの促進と公正かつ自由な競争環境の確保の観点から適正な契約がされるよう、各契約における問題事例やその具体的改善の方向性や、独占禁止法上の考え方を整理したガイドラインを策定する。【公取、経】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「スタートアップとの事業連携及びスタートアップへの出資に関する指針」について、経済団体等への説明会、個別のスタートアップ、インキュベーターに対する個別周知等を実施。</li> <li>・改訂版「知財・無形資産ガバナンスガイドライン」の普及のため、講演、企業との対話等を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指針について、経済団体等への説明を継続するとともに、インキュベーター向けの周知などにより個別のスタートアップに届くような周知を実施。【公取、経】</li> <li>・セミナー等に加え、知財・無形資産の戦略的活用好事例の表彰を民間の協力を得て実施。【知財】</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○大学等発スタートアップやその連携先企業について、適切な協力関係が構築できているか、継続的な実態把握を行う。【科技、経】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スタートアップ・エコシステム拠点都市推進協議会ワーキンググループ等を通じ、実態を把握。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、大学等発スタートアップやその連携先企業の協力関係の実態を把握。【科技、経】</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○スタートアップの経営課題を踏まえた経営人材の要件を整理すること等を通じて、経営人材の不足により成長を阻害されている有望なスタートアップに経営人材候補者が転職することが容易となる環境を創出する。【経】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2023年度当初予算「研究開発型スタートアップの起業・経営人材確保等支援事業」により、ディープテック分野の人材発掘・起業家育成を63件実施したほか、大学発スタートアップにおける経営人材確保支援として8件のVC等を採択。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ディープテック・スタートアップの起業・経営人材確保等支援事業」（15億円）を開始し、着実に実施するとともに、2024年度は更に多様なモデルを支援。【経】</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○スタートアップ支援を行う政府関係機関が連携し、技術シーズを生かして事業化等に取り組むスタートアップや、創業を目指す研究者・アントレプレナーなどの人材を継続的に支援する。【経、関係府省】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政府系機関によるスタートアップ支援機関連携協定（Plus）について、オブザーバー機関の追加、参加機関間での勉強会開催等、連携の取組を実施。</li> <li>・ローカルスタートアップ支援制度の周知・普及を推進し、地方公共団体や地域金融機関等と連携しつつ、地域でのスタートアップを幅広く支援。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、参加機関による定例会や施策の勉強会の開催、共同でのイベント開催など、参加機関同士の連携・取組の充実。【経】</li> <li>・新たに地方公共団体の単独の事業への支援を強化するとともに、ローカルスタートアップ支援制度の周知・普及を推進。【総】</li> </ul>

## ② 企業のイノベーション活動の促進

基本計画における具体的な取組	実施状況・現状分析	今後の取組方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>○イノベーション経営<sup>79</sup>に挑戦する企業が資本市場等から評価されるよう、ISO56002:2019<sup>80</sup>や「日本企業における価値創造マネジメントに関する行動指針<sup>81</sup>」等を踏まえた銘柄化の制度設計を実施する。また、研究開発に係るファンディングにおいて、当該行動指針や産学官連携ガイドライン<sup>82</sup>等を踏まえた企業の取組状況を勘案した審査を順次実施する。【経】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認証規格であるISO56001の策定を、国内審議委員会を2021年4月から開催しながら進行中。</li> <li>・「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」の実行状況を参考に「官民による若手研究者発掘支援事業」新規採択（38件）の審査を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、ISO56001について、2024年中の策定を目標に、動向等を踏まえつつ検討。【経】</li> <li>・引き続き、「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」の実行状況を参考に「官民による若手研究者発掘支援事業」の採択審査を実施。【経】</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○欧米企業での社外人材が活躍するダイバーシティの状況や、世界各国・企業の取組、2020年度に実施した過去の研究開発事業の分析結果等を踏まえ、研究開発事業について、リニア型</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政策評価基本計画に基づいて定める政策評価体系を活用して、研究開発プログラム評価を実施。2024年度要求の事前評価については4月末までに、</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、政策評価基本計画に基づいて定める政策基本体系を活用して、研究開発プログラム評価を実施予定。事前評価については要求年度の4月末</li> </ul>

<sup>79</sup> 組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、イノベーションをおこしやすくするための経営。ただし、イノベーションを創出する活動に対して、必要なリソース（予算・人等）を配置し、事業化するための体制が構築されていることが前提となる。

<sup>80</sup> イノベーション・マネジメントシステムに関する国際規格（2019年7月）

<sup>81</sup> 2019年10月4日経済産業省及びイノベーション100委員会

<sup>82</sup> 産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン【追補版】（2020年6月）

<p>ではなく、新たに生じた社会課題等に 応じて柔軟に研究開発を進める新た な政策手法の構築を図る。【経】</p>	<p>中間評価については8月末までに実 施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2024年2月より、産業構造審議会産 業技術環境分科会イノベーション小 委員会にて、将来的なポテンシャルが 大きくても、民間、特に個社の発意で 取り組むのは難しく、国を含む多くの 者が大きなモメンタムの下で取り組 む必要があるような技術・分野（フロ ンティア領域）について議論を開始。</li> <li>・2023年度新産業・革新技術創出に向 けた先導研究プログラムにおいて、コ ンテスト形式による懸賞金型の研究 開発方式の導入を試行的に実施中。</li> <li>・インセンティブ制度について、2023年 度の新規研究開発事業を対象に適用。</li> <li>・「IoT社会実現に向けた次世代人工 知能・センシング等中核技術開発」に おいて「実世界で信頼できるAIの評 価・管理手法の確立」としてAI分野 のシンポジウムを開催。</li> <li>・量子・AIハイブリッド技術のサイバ ー・フィジカル開発事業において、ス テージゲート方式を適用。</li> <li>・ディープテック・スタートアップ支援 基金において、SBI R指定補助金に 係る事業を実施。2023年度はNED Oにおいて計22件の支援を実施。</li> </ul>	<p>までに、中間・終了時評価は要求年度 の7月末までに実施【経】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政府の技術インテリジェンス機能を 強化することで、フロンティア領域を 探索・特定すると共に、特定したフロ ンティア領域に対して、政府が旗振り 役を担い、社会実装に向けた課題解決 に向けたロードマップの策定など、フ ロンティア領域の振興を図る。【経】</li> <li>・2024年度新産業・革新技術創出に向 けた先導研究プログラムにおいて本 格的に実施予定。GX分野のディープ テック・スタートアップ支援事業の予 算も活用した懸賞金型研究開発も実 施を検討。【経】</li> <li>・インセンティブ制度について、引き続 き新規事業を対象に広く適用。【経】</li> <li>・2024年度からは産総研において、コ ミュニティの強化、イベント実施など を推進。【経】</li> <li>・2024年度以降も新規研究開発事業を 対象にステージゲート方式の適用・展 開を推進。【経】</li> <li>・引き続き、ディープテック・スタート アップ支援基金において、SBI R指 定補助金に係る事業を実施。中堅・中 小・スタートアップの参画を促す。 【経】</li> </ul>
<p>○オープンでアジャイルなイノベーシ ョンの創出に不可欠なオープンソー スソフトウェア（OSS<sup>83</sup>）に関する 経営上の重要性（価値・リスク）の理 解促進と、OSSの活用に対する意識 向上に向けた普及啓発<sup>84</sup>を実施する。 【知財】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般社団法人日本知的財産協会主催 の研修会（2024年2月実施）で民間 企業における実際の取組事例の紹介 を含むパネルディスカッションを開 催し、OSSの理解促進、普及啓発に 係る活動を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般社団法人日本知的財産協会等 におけるOSSの活用に対する意識向 上に向けた普及啓発活動を把握し、必 要に応じて連携して活動を推進。【知 財】</li> </ul>
<p>○企業における研究開発期間などの詳 細な研究開発動向を把握するための 統計整備の方法について、2024年度 までに検討し、結論を得る。【科技、 総、経】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の一般統計調査「民間企業の研究 活動に関する調査」における研究開発 動向の把握の方法が活用可能である かについて、外部有識者及び関係府省 を交えた研究会で議論を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議論の結果、詳細な研究開発動向とし て、「民間企業の研究活動に関する調 査」における、企業の研究開発期間の 把握の方法が活用可能との結論を得 た。【科技、総、経】</li> </ul>

### ③ 産学官連携による新たな価値共創の推進

基本計画における具体的な取組	実施状況・現状分析	今後の取組方針
<p>○大学・国立研究開発法人等が有するイ ノベーションの源泉である知と社会 ニーズとのマッチングを加速化する ため、産学官共同研究の推進や、若手 研究者と産業界とのマッチングを強 化する。【科技、文、経】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「官民による若手研究者発掘支援事 業」において38件を新規採択。スタ ートアップ課題解決型において29件 を採択し、若手研究者とスタートアッ プとの共同研究を支援。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、「官民による若手研究者発 掘支援事業」を実施し、若手研究者の 研究シーズの社会実装と高度人材の 創出、及び共同研究に参加する社員の 博士号取得を推進。【経】</li> </ul>

<sup>83</sup> OSS：Open Source Software。ソフトウェアの作成者がソースコードを無償で公開し、利用や改変、再配布が所定の条件の下に許可されて  
いるもの。

<sup>84</sup> 「デジタル化、IoT化時代におけるオープンソースソフトウェアに係る知財リスク等に関する調査研究」（2020年4月、特許庁）取りま  
とめ結果等を活用。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「大学発スタートアップ創出に向けたマッチング強化」について、J S Tにおいて、2024 年度からの事業開始に向けて準備を実施。</li> <li>・「博士人材の社会における活躍促進に向けたタスクフォース」を開催、「博士人材活躍プラン～博士をとろう～」を取りまとめ。・「博士人材の産業界への入職経路の多様化に関する勉強会」で博士人材と民間企業との接続に係る課題の抽出と取り組むべき方向性の論点等を整理。</li> <li>・「研究成果最適展開支援プログラム（A－S T E P）」において、2023 年度当初予算により、大学などの個々の研究者が創出した成果を産学共同で実用化するための研究開発を支援。2022 年度 2 次補正予算の大学発新産業創出基金により、実用化の可能性検証を行うための課題を採択し支援。</li> <li>・開放特許情報データベースの情報を民間の事業者等が一括取得できるよう改善。効率的な登録方法や活用可能性を上げるヒント、活用例等を盛り込んだマニュアルを作成・公表。マッチングなどを通じて、開放意図のある特許ライセンスを受けた事業化を支援。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガバニングボードにおいて基本方針を改正し、2024 年度前半をめどに公募開始予定。【文】</li> <li>・博士人材と民間企業との接続に当たって民間企業、大学等が取り組むことが奨励されるような内容について、ガイドライン・手引き（仮）としてまとめるために、両省合同での検討会を開催。【文、経】</li> <li>・「A－S T E P」において、大学、国研等が有するイノベーションの源泉である知と社会ニーズとのマッチングの加速に向け、引き続き産学官共同研究の推進や、研究者と産業界とのマッチング、専門人材によるハンズオン支援等を実施。【文】</li> <li>・引き続き、開放特許情報データベースによる開放特許情報の提供を継続するとともに、開放意図のある特許の情報を利活用したマッチング事業を実施。【経】</li> </ul>
<p>○2020 年 6 月に産学官連携ガイドラインにおいて取りまとめた、大学等・産業界における課題と処方箋について、大学等・産業界等への周知を通して産学官連携における新たな価値創造を推進するとともに、人材、知、資金の好循環をもたらす産学官連携を推進するための研究開発事業において、産学官連携ガイドラインを踏まえた大学等や企業の取組の状況を勘案した審査を推進する。【科技、文、経】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」の実行状況を参考に「官民による若手研究者発掘支援事業」新規採択（38 件）の審査を実施。</li> <li>・「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」の実行状況を参考に「共創の場形成支援プログラム」の採択審査を実施。</li> <li>・J S T に創設した大学発新産業創出基金の各プログラムの公募要領において、国際特許への出願を促す観点から特許関連経費の直接経費からの支出も可能とする旨明記。</li> <li>・スタートアップにより研究成果の事業化を図る大学等に対し、外国での権利取得費用補助を実施。対象者の拡大、手続負担の軽減、出願可能時期の拡大等の見直しを実施。</li> <li>・「大学知財ガバナンスガイドライン」の周知活動、大学等との意見交換を通じてガイドラインの浸透状況を把握。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」の実行状況を参考に「官民による若手研究者発掘支援事業」及び「共創の場形成支援プログラム」の採択審査を実施。【文、経】</li> <li>・大学発新産業創出基金の各プログラムにおいて特許関連経費の直接経費からの支出も引き続き可能とし、国際特許出願支援及び活用推進についても継続的に推進。（再掲）【文】</li> <li>・2024 年度より中小企業等を対象とした海外出願及び中間応答等に要する費用にかかる既存の補助事業と統合、見直しを行い、利便性等の向上を図る。（再掲）【経】</li> <li>・「大学知財ガバナンスガイドライン」に関する意見交換を実施し、聴取した意見も参考に、当該ガイドラインを踏まえた知財マネジメントの実施状況、課題と対策等を分析、整理する。また、その実践に向けた好事例等の収集を進め、その結果を公表する。（再掲）【知財、文】</li> </ul>

<p>○持続的な産学官連携プロジェクトの組成や事業の高度化を支援するマネジメント体制の構築、多様なステークホルダーによる共創の場となるオープンイノベーション拠点の整備等を推進し、大学、国立研究開発法人、研究機関、企業等の連携を後押しする。 【<u>科技</u>、<u>文</u>、<u>経</u>】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「共創の場形成支援プログラム」において、2023 年度に、新たに6 拠点を採択。</li> <li>・「産学融合先導モデル拠点創出プログラム」において採択した3 拠点について、大学、国研、研究機関、企業等の連携支援を実施。</li> <li>・2021 年度補正予算及び2022 年度補正予算において、16 大学等に産学融合施設等の整備を支援。</li> <li>・防衛省・自衛隊のニーズとスタートアップ企業とのマッチングを図る機会を創出する等により、先端技術研究成果の防衛装備品研究開発への積極的な取り組みを推進。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2024 年2 月に改定された「地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ」を踏まえ、持続的な産学官連携プロジェクトの組成やマネジメント体制の構築や、大学等を中核としたイノベーション創出と地域のニーズに応え、社会変革を行う人材育成に資する共創の場の形成を推進。【<u>科技</u>、<u>文</u>、<u>経</u>】</li> <li>・引き続き、大学、国研、研究機関、企業等の連携支援を実施するとともに、大学等のインキュベーション施設や産学融合施設の整備等支援事業の執行を継続。【<u>科技</u>、<u>文</u>、<u>経</u>】</li> <li>・引き続き、先端技術研究成果の防衛装備品研究開発への積極的な取込みを推進。【<u>防</u>】</li> </ul>
---	---	---

#### ④ 世界に比肩するスタートアップ・エコシステム拠点の形成

基本計画における具体的な取組	実施状況・現状分析	今後の取組方針
<p>○スタートアップ・エコシステム拠点都市の独自の取組を後押しし、世界に比肩する自律的なスタートアップ・エコシステムを形成する。このため、拠点都市に対し、大学等におけるスタートアップ創出の活性化、海外市場への参入も視野に入れたアクセラレータ機能や Gap Fund の強化、分野間でデータを連携する基盤への接続に関する周知啓発、スマートシティ事業との連携等の官民による集中的な支援を行う。【<u>科技</u>、<u>文</u>、<u>経</u>】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海外トップアクセラレータによるアクセラレーションプログラムを実施。グローバル市場参入や海外からの投資呼び込みに係る事業戦略策定、国際的な専門家とのマッチング等を支援。</li> <li>・スタートアップ・エコシステム拠点都市推進協議会アントレプレナーシップ教育ワーキンググループを開催し、拠点間連携の推進を議論。</li> <li>・スタートアップ・エコシステム拠点都市の大学等において、アントレプレナーシップ教育の受講環境等を整備。</li> <li>・J S T に創設した大学発新産業創出基金を活用し、ディープテック・スタートアップ国際展開プログラムやスタートアップ・エコシステム共創プログラム等を実施。</li> <li>・高校生等が対象のアントレプレナーシップ教育プログラムの開発・試行を実施。</li> <li>・国際卓越研究大学について、10 大学から申請を受け付け、2023 年4 月から有識者会議において大学側との丁寧な対話や研究現場の視察を通じて審査を実施。8 月末に有識者会議において、初回の公募における国際卓越研</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、海外トップアクセラレータによるアクセラレーションプログラムを実施。海外拠点都市との連携等を通じて、スタートアップ・エコシステム拠点都市の機能を強化するとともに、各拠点都市コンソーシアムの構成員・エリアの拡大とグローバル化、大企業との共創促進等を盛り込んだ次期拠点都市の在り方を検討する。(再掲)【<u>科技</u>、<u>経</u>】</li> <li>・引き続き、アントレプレナーシップ教育ワーキンググループを開催するとともに、アントレプレナーシップ教育の充実を推進。【<u>科技</u>、<u>文</u>、<u>経</u>】</li> <li>・アントレプレナーシップ教育の受講環境等の整備、拠点都市以外の地域を含めた大学等における受講機会創出を推進。(再掲)【<u>科技</u>、<u>文</u>、<u>経</u>】</li> <li>・大学等発スタートアップ創出力強化を引き続き推進するとともに、スタートアップ・エコシステム拠点都市・大学等間における有機的な連携も継続的に実施。(再掲)【<u>科技</u>、<u>文</u>、<u>経</u>】</li> <li>・産業界、自治体と連携し、2027 年度までに年間1 万人の小中高生がアントレプレナーシップ教育を受講できる環境整備を推進。(再掲)【<u>科技</u>、<u>文</u>、<u>経</u>】</li> <li>・東北大学に対し有識者会議が付した条件等について引き続き状況を確認し、科学技術・学術審議会、総合科学技術・イノベーション会議の意見聴取を行い、2024 年度中に文部科学大臣が認定・認可の可否を判断する。認定・</li> </ul>

	<p>究大学の認定候補として東北大学を選定。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2024年2月に新たな政府予算案の反映や対象事業の追加、参考事例の修正を行う等、「地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ」を改定。</li> <li>・2022年度第二次補正予算により創設した基金等において、「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業（J-P E A K S）」で、2023年度には、12大学を採択したほか、「地域中核・特色ある研究大学の連携による産学官連携・共同研究の施設整備事業」で30大学を採択。</li> <li>・G S C構想の推進に向けて、有識者会議の開催、海外大学との連携に向けたフィージビリティスタディ、先行的な国際共同研究に向けた準備等を実施。</li> <li>・海外のトップV Cを招聘したイベント開催し、ネットワーク強化を推進。</li> <li>・J I Cが2つの海外ファンドにL P出資。</li> <li>・「日A S E A Nビジネスウィーク2023」において、J I Cの投資実績を紹介。</li> <li>・国内外のベンチャーキャピタルへの有限責任投資を行うため、国から中小企業基盤整備機構へ200億円を出資（2022年度補正予算）。2024年3月に複数社と契約締結・出資決定。</li> <li>・ディープテック・スタートアップ支援事業について、2023年度は計62件を採択（2024年1月時点）。</li> <li>・「G X分野のディープテック・スタートアップ支援事業」（N E D O交付金、2024年度当初予算410億円）を措置。</li> <li>・「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法」（N E D O法）にディープテック・スタートアップの事業開発活動への補助を業務追加する法律案を2024年度通常国会に提出。</li> <li>・オープンイノベーション促進税制、エンジェル税制、ストックオプション税制等について、2024年度税制改正において措置の延長や拡充が実現。各税制の改正内容について周知・広報を実施。</li> </ul>	<p>認可となった場合、2024年度中の支援開始を目指す。また、次回の公募は、大学ファンドの運用状況等を勘案し、2024年度中の開始を予定。【科技、文】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ」を着実に推進し、多様な大学が、成長の駆動力としてグローバル課題の解決や社会変革を牽引することを促進。【科技、文】</li> <li>・G S C構想の実現に向けて、構想の具体化を内閣官房・内閣府が中心となって関係省庁が連携して推進。（再掲）【科技、文、経】</li> <li>・引き続き、海外と日本のスタートアップ関係者の繋がり強化のための施策を検討。（再掲）【科技、経】</li> <li>・中小企業基盤整備機構やJ I C等の官民ファンドにおいて、引き続き、海外V C等からの投資の呼び込みを進めることで、海外V Cと我が国のスタートアップとの連携・ネットワークの強化を図る。（再掲）【経】</li> <li>・引き続き、事業化に時間や大規模な資金を要するディープテック・スタートアップの支援を支援段階や内容、方法の充実を図りつつ実施。（再掲）【経】</li> <li>・「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法」（N E D O法）改正により追加する業務規定に基づく事業も含め、「G X分野のディープテック・スタートアップ支援事業」の更なる推進を通じて、G X分野のディープテック・スタートアップの事業成長を加速。（再掲）【経】</li> <li>・引き続き、オープンイノベーション促進税制、エンジェル税制、ストックオプション税制等について、周知・広報を推進。【経】</li> </ul>
--	---	---

### ⑤ 挑戦する人材の輩出

基本計画における具体的な取組	実施状況・現状分析	今後の取組方針
○挑戦を是とする意識を持った人材の育成を図るため、2025年度までに、スタートアップ・エコシステム拠点の	・J S Tに創設した大学発新産業創出基金を活用し、ディープテック・スタートアップ国際展開プログラムやス	・大学等発スタートアップ創出力強化を引き続き推進するとともに、スタートアップ・エコシステム拠点都市・大

<p>コンソーシアムに参画する全大学で、オンラインを含むアントレプレナーシッププログラムを実施する。また、その事例を集約し、同年度までに、全国に展開する。【文】</p>	<p>スタートアップ・エコシステム共創プログラム等を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「全国アントレプレナーシップ醸成促進事業」について、大学生等約 200 名へのプログラム提供、受講後の効果検証など、受講機会創出を推進。</li> <li>・アントレプレナーシップ教育に取り組む全ての高等専門学校に対して「高等専門学校スタートアップ教育環境整備事業」を実施し、試作スペース等の整備を支援。</li> </ul>	<p>学等間における有機的な連携も継続的に実施。(再掲)【科技、文、経】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「全国アントレプレナーシップ醸成促進事業」を引き続き実施し、希望する全ての大学等に対して受講機会創出の環境整備を推進。(再掲)【科技、文、経】</li> <li>・高等専門学校生の活動を後押しし、起業コンテスト等へのチャレンジ機会の拡大とともに、高等専門学校型のスタートアップ・エコシステムの構築にむけた取組を推進。【文】</li> </ul>
<p>○イノベーションの創出に関わるマネジメント人材をはじめとした多様なイノベーション人材の層の厚みを増すとともに、人材流動性を高めることで質の向上を図るため、イノベーション人材の育成と活躍の場を創出する。そのため、これまでの人材育成に関する議論の蓄積も踏まえ、2023 年度までにイノベーション人材育成環境の整備に関する実態調査やベストプラクティスの周知等に取り組む。【経】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「博士人材の社会における活躍促進に向けたタスクフォース」を開催、「博士人材活躍プラン～博士をとろう～」を取りまとめ。「博士人材の産業界への入職経路の多様化に関する勉強会」で博士人材と民間企業との接続に係る課題の抽出と取り組むべき方向性の論点等を整理。</li> <li>・民間事業者と学校が協働して実施する教育コンテンツの実証等を実施。実証の先進事例を自立的に継続させるために必要な環境整備に向けて、有識者を集めた研究会で議論を実施。</li> <li>・2023 年、経済産業省HPにおいて、2023 年度税制改正を踏まえた研究開発税制の内容について公表。</li> <li>・「官民による若手研究者発掘支援事業」において 38 件を新規採択。スタートアップ課題解決型において 29 件を採択し、若手研究者とスタートアップとの共同研究を支援。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・博士人材と民間企業との接続に当たって民間企業、大学等が取り組むことが奨励されるような内容について、ガイドライン・手引き（仮）としてまとめるために、両省合同での検討会を開催。(再掲)【文、経】</li> <li>・民間事業者と学校が協働して実施する教育コンテンツの実証等を行うほか、研究会での議論を踏まえ、企業や個人等がこどもたちに多様な学びを提供できる環境整備を目指す。【経】</li> <li>・引き続き、事業者に対して研究開発税制について周知。【経】</li> <li>・引き続き、「官民による若手研究者発掘支援事業」を実施し、若手研究者の研究シーズの社会実装と高度人材の創出、及び共同研究に参加する社員の博士号取得を推進。(再掲)【経】</li> </ul>
<p>○大学・国立研究開発法人等と企業の間の人材交流を促し、イノベーション人材が適材適所で働き、イノベーションの創出の効率性を高める観点から、「クロスアポイントメント制度の基本的枠組みと留意点（追補版）」を2023 年度までに広く産学関係者に普及するとともに、「官民による若手研究者発掘支援事業」などを活用して、産学の人材マッチング等を図る。【経】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「官民による若手研究者発掘支援事業」において 38 件を新規採択。スタートアップ課題解決型において 29 件を採択し、若手研究者とスタートアップとの共同研究を支援。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、「官民による若手研究者発掘支援事業」を実施し、若手研究者の研究シーズの社会実装と高度人材の創出、及び共同研究に参加する社員の博士号取得を推進。(再掲)【経】</li> </ul>

⑥ 国内において保持する必要性の高い重要技術に関する研究開発の継続・技術の承継

基本計画における具体的な取組	実施状況・現状分析	今後の取組方針
<p>○コロナ禍等の環境変化に伴い事業会社の研究開発や技術の継続・承継が困難になった場合に、国内において保持する必要性の高い重要技術については、将来の橋渡しを見据え国立研究開発法人で研究リソースを含め引き継ぐ等の枠組みの構築等に向けた取組を進める。【経】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産総研において、様々な受入制度を活用しサポートしていく体制をとっている（2024 年 3 月時点での相談の実績はない。）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、産総研において、可能な範囲で、様々な受入制度を活用し、関係研究者の一時的雇用や当該研究の一定期間引継・継続等のサポートを実施。【経】</li> </ul>